

事務局の業務に関する規程

第1条 会則第2条第2項に基づき、事務局の業務に関し必要な事項を定める。

第2条 事務局の業務は、次のとおりとする。

- (1) 会員名簿の管理に関する事。
- (2) 理事等役員の委嘱状に関する事。
- (3) 総会、理事会の連絡に関する事。
- (4) 公印の保管に関する事。
- (5) 文書の発送、授受、管理に関する事。
- (6) 資料の発送、授受、管理に関する事。
- (7) その他必要な事務に関する事。

第3条 事務局の業務は、その一部を外部に委託することができる。

第4条 この規程の変更は、理事会の議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 看護図書館協議会運営要領（平成3年12月7日制定）は廃止する。
- 3 この規程は、平成24年4月21日から施行する。